

如前ノ如ク既給金ニ付補用サシメ各ニ付リテハ不
 意對イニ職職ニ付シテハ附補員並業ニ付テ
 ニ由スルニ非サレバイニ付ニ付シテ合又ニ職工
 其職内ニ置出シテ補用ニ付テハ對辦其對辦員付
 附員ニ職職ニ付シテ合又ハ不身品ニ付シテ合
 (註) 十一日付工組合ニ付テ補員實額並對辦員並業單

(三) 本年五月十一日付工組合中補員並業ニ關スル項目ヲ對辦スル
 如前ノ如ク全額補工ノ補給ニ付シテイニ付テ要ス
 如前ノ如ク三階ニ補工並業ノ對辦員ニ付シテ會社補工並業
 (註) 補員並業單對員實額並對辦員ノ對辦員ニ付シテ實額並
 (四) 補員並業ニ全額支給スルコト
 イノ要ス
 如前ノ如ク並業日ハイニ付シテ補員並業ニ對辦員

附屬法人協同會大阪支所

良備所作製マテノ工程ニ對シテハ常備工賃ヲ支拂フ
 モ原因ガ前者ト同ジク職工ノ怠慢ニ在ルコト明トナ
 リタル場合又同様ニ補償セシムル罰則ヲ設ケタリ
 職工ハ之ガ撤廢ヲ要求ス

(四) 入社後三ヶ月ヲ經過セル臨時工ハ現給ノママ本雇ニ編入スル
 コト
 (五) 解雇手當ヲ改正實施スルコト

(イ) 在社 六ヶ月未満ハ日給二十五日分
 (ロ) 一ケ年末滿ハ 三十日分

(ハ) 一ケ年以上ハ一ヶ月毎ニ日給二日分ヲ加フルコト
 (後) 從來動續一ケ年ニ付日給二日分ヲ支給スル内規存在
 スルモ之ヲ改正右記ノ如ク増額公表スルコトヲ要求

(六) 常備職工ニ對シテハ歩増ヲ本給ニ繰リ入レルコト
 (註) 從來常備工ハ全職工一ケ年十萬圓ヲ限度トシ日給ノ